

## 市民が掘り起こした検察審査会と最高裁事務総局の間 (小沢一郎検察審起訴議決を“架空議決”と結論付けた“7つの根拠”)

「最高裁をただす市民の会」 志岐武彦・黒藪哲哉

### I 要旨

小沢一郎議員は、「政治資金規正法違反容疑」で東京第五検察審査会に申し立てられ、2010年9月14日2回目の「起訴相当」議決により強制起訴された。大捜査の末不起訴とされた「検察の判断」を、11人の市民が覆したことになる。

この起訴議決は、当初から疑惑が多く「検察審査員はいなかったのでは？」とささやかれていた。私達市民は検審事務局及びそれを直轄する最高裁に何度も足を運び、また、検審事務局、最高裁、東京地裁、会計検査院、東京検察庁に情報公開請求を繰り返し、疑惑を調べた。こうした現場での調査や資料分析等から、小沢検審起訴議決は“架空議決”であり、それを仕組んだのは司法を裏で牛耳る“最高裁事務総局”という組織だったと結論付けた。その根拠をお伝えする。

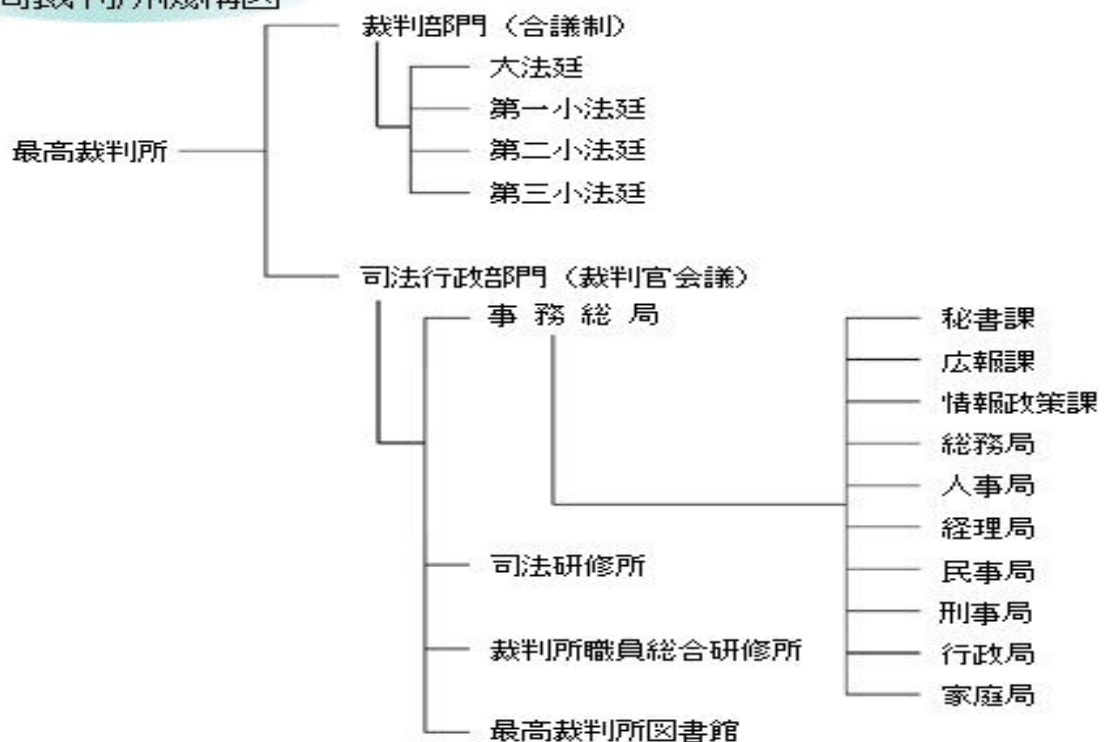
また、過去の検察審査会は、鳩山元首相母親偽装献金事件、田代政弘元検事虚偽捜査報告書事件など、「起訴相当」議決がなされて当然の事件を不起訴としている。最高裁事務総局の関与をうかがわせる結果である。

最高裁は、米国との協議に基づいて砂川事件の一審判決(1959年)を逆転させたり、原発差止め判決を上級審で逆転させた過去がある。

このように、裁判の判決や検察審査会の議決などが最高裁事務総局の意向で左右されていたとすれば、戦後民主主義を根本から問い直す必要がある。

### II 最高裁事務総局が人事やお金を握ることで司法全体をコントロールし、検察審査会も管轄下に置いている。

最高裁判所機構図



**裁判部門** : 上告事件など最高裁判所に係属する事件を審理裁判しています。裁判部門には、15人全員の裁判官で構成される大法廷と、5人ずつの裁判官で構成される小法廷があります。

**司法行政部門** : 最高裁判所には、規則制定権と司法行政権が与えられています。これらの権限は、最高裁判所の裁判官によって構成される最高裁判所裁判官会議の議決に基づいて行使されます。

**この裁判官会議を補佐し、最高裁判所の庶務をつかさどる機関として、事務総局が設置されています。**

(最高裁判所ホームページからの抜粋)

「絶望の裁判所」(瀬木比呂志著・講談社現代新書)や「司法官僚 裁判所の権力者たち」(新藤宗幸著・岩波新書)などの著作や私達の調査によると、実際の事務総局の権限と職務内容は前記ホームページの記述とまるで異なる。事務総局は、最高裁の規定・規則の策定、法律・政令の制定に関する法務省と調整、裁判官・調査官の人事(任命、人事異動、報酬の決定等)、裁判所の予算の決定などのさまざまな権限を持っている。この権限を利用し、最高裁判所及び下級裁判所の判決に影響を与えてきた。まさに司法を思うように牛耳る存在である。

検察審査会は三権に属さない「第4の権力」と言われているが、これも実体と異なる。全国の検察審査会は最高裁事務総局の管理下にある。事務総局の各局・各課が検察審査会を管理している。例えば、人事局が検審事務局職員の人事を司る。経理局が検察審査会の実行計画や予算を決め、検査審査会で使う機材等の製作や発注を行う。刑事局が検察審査会の規則・規定を定め、通達などで業務指示を行う。刑事局には刑事一課検察審査会係という部署が存在する。広報課が検察審査会の広報を担当している。秘書課が検察審査会が行う情報公開業務を管掌している。所轄の地裁内に検察審査会事務局を置き、その地裁に検察審査会の経理事務を行わせている。

また、事務総局は「全国検察審査協会連合会」なる検察審査員経験者の集まりを作らせている。審査員経験者は延べ55万人といわれているが、連合会の現在会員は3万人という。そもそも、このような会は不要である。

### Ⅲ 小沢検察審起訴議決を“架空議決”と結論付けた根拠

1. 9月8日主要6紙が「議決10月末公算」と報道したのに、6日後の9月14日民主党代表選日に議決してしまった(議決を一か月半も早めた)。

2010年9月8日主要6紙が“小沢検察審の状況”について一斉報道を行った(添付1)。報道の要旨は「審査補助員(審査を補助する弁護士)が決まった。これから審査が本格化し、10月末に議決される公算が大きい」であった。ところが、検審事務局は「(この報道のあった6日後の)9月14日(民主党代表選投票日)に起訴議決がなされた」と議決から20日も経った10月4日に発表した。

私達は情報公開請求により「審査員日当旅費」に関する書類を会計検査院から取り寄せ、検審事務局が審査会議を開いたとする日付を確認した(添付2)。すると9月上旬で審査会議を開いたする日は6日と14日だった。

主要6紙が「これから審査が本格化する」としていたにもかかわらず、その後の審査会議を一回も開くこともなく、6日後の9月14日の審査会議でいきなり“起訴議決”したと発表したのである。

上述の情報は以下のように解釈できる。

検審関係者は、9月8日に嘘の情報を流し6紙に記事を書かせたが、9月8日時点では6日後に議決することを想定していなかった。なぜなら9月14日に議決できるほどの審査状況が存在していたのなら、“これから審査が本格化する”とは言わない。検審関係者はずっと10月末議決を予定していたが、小沢議員が代表選に勝ちそうな状況になったため、代表選前に起訴議決したことしよう急遽議決を早めたと思われる。審査会議自体に実体がなく、架空だったからこそ、いとも簡単に議決を一か月半も早められたと解釈できる。審査員が実在していればこんな芸当はできない。

検審関係者は、議決が1か月半も前倒しされた不自然さをごまかすため「9月に入ってからは、平日頻繁に集まり審査を行った」と朝日、読売新聞に説明し、両社はそれを記事にした(添付3)。この報道通りならば、9月8日～14日の間に何度も審査会議が開かれたことになるが、前記の如くこの期間の「審査員日当旅費」の支出はゼロである。そもそも、最高裁は審査会議開催数は1～2回/月と説明している、急に平日頻繁に

集まったなどありえない。最高裁などの検審関係者が言っていることは矛盾だらけ、支離滅裂である。余計なリークが墓穴を掘ったということか。

## 2. 検察官は議決前に説明に行っていない。審査会議が開かれていたら検察官説明なしの“起訴議決”はない。

検察審査会法 41 条では「**検察審査会は起訴議決するときは、あらかじめ、検察官に対し検察審査会議に出席し意見を述べる機会を与えなければならない**」とある。小沢検察審の時期に配布されていた「検察審査会Q&A」には「**起訴議決をするときは、あらかじめ検察官の意見を聴かなければなりません**」との記述がある(添付4)。起訴議決前の検察官の説明は必須の要件になっている。

私達は東京地検から出張管理簿を取り寄せ、審査員に対する説明を担当したとされる斎藤隆博検察官の出張記録を確認したが、斉藤検察官が9月14日以前に検審のある東京地裁に行ったとする記録はなかった(出張管理簿例添付5、6)。

さらに、志岐は森裕子前議員のブレーンで検察庁にも出入りしていたX氏から次のような話を聞いた。『9月28日、私達(X氏の他に他の民間人もいた)は東京地検庁舎の1階で斉藤検察官に会った。その時斉藤検察官は「これから検審に小沢さんの不起訴理由の説明に行く」と向こうから話してきた。また、検審から帰ってきた斉藤検察官が周囲に「検察審査員からは何の質問もなかった」と不審そうに語った話も聞いた。9月28日といえば、起訴議決がなされた後だが、斉藤検察官はそれを知らされずに説明に行ったのではないか。だから私達にも躊躇なく話したと思う。彼は間違いなく起訴議決前に説明に行っていない。』

森議員(当時)が、志岐がX氏から聞いたのと同じ情報をもとに国会質問をしているので、X氏の情報は信ぴょう性が高いと判断できる。

本当に審査会議が開かれていて、斉藤検察官が9月14日までに説明に来られない状況が生じた場合、審査員たちは代わりの検察官に説明してもらうか、議決日を延ばして斉藤検察官の説明を受けてから議決するかのどちらかを選ぶはずである。何が何でも9月14日に議決しなければならぬ理由はないのだから、審査会議が本当に開かれていたら、検察官の説明なしに9月14日に起訴議決してしまうことはない。これを起訴議決したとするなら、その議決は“架空議決”しかない。

検審事務局は議決を早めたため、9月14日前に検察官を呼ぶことができなかった。そこで、アリバイ作りのため9月28日に斉藤検察官を呼び、準備したサクラの審査員に斉藤検察官の説明を聞かせたのではないかという推測が成り立つ。

X氏は以前志岐に『最高裁は、斎藤検察官が議決後に説明に行ったことがばれて、“議決前に検審にレポートを提出しておいて議決後に説明に行った”と国会議員に苦しい説明を شدした』と教えてくれた。

そのように説明しようとすると、「検察審査会Q&A」に書かれた「**起訴議決をするときは、あらかじめ検察官の意見を聴かなければなりません**」の表現が引っかかる。ところが、このことについて最高裁は手を打っていた。「検察審査会Q&A」の表現をこっそり「**起訴議決の前には、検察官に意見を述べる機会を与えなければなりません**」と書き換えていたのである(添付7)。この書き換えは検察審査会法 41 条の条文(前出)の表現に合せたように見えるが、条文にある「**検察審査会議に出席して**」のフレーズを省いている。「**検察審査会議に出席して**」がないと、検審に直接説明に行かないで「レポート提出」でも可と読み取ることができるのである。最高裁は巧妙に国民を騙したのである。

## 3. アリバイ作りのため多量の審査員日当旅費支払関係書類が偽造された？

審査員には日当(1日 8,000 円程度)と旅費が支払われる。

検察審査会関係の経理を担当する東京地裁経理課に日当旅費支払手続きのフローを確認したところ、以下のとおりである。

- ①検審事務局が請求書を作成する
- ②審査会議終了時に審査員から請求書に認印をもらう
- ③検審事務局は捺印済みの請求書を当日あるいは翌日に所轄の地裁に届ける
- ④地裁が請求書に基づき歳出支出証拠書類(債主内訳書・支出負担行為即支出決定決議書)を作成する

- ⑤歳出支出証拠書類は正副 2 通作成される(副はコピー)
- ⑥歳出支出証拠書類(正)が地裁管理者に回り決議書に承認印が押される
- ⑦歳出支出証拠書類(正)に基づき地裁にて振込み手続きがなされた後、(正)が会計検査院に送られる
- ⑧(副)が地裁に保管される

私達は、小沢事件を担当したとする東京第五検察審査会の日当旅費支払関係書類(歳出支出証拠書類という)を会計検査院に請求した。すると、請求書を含む多量の歳出支出証拠書類が開示された。肝腎の審査員名や振込口座がマスキングされているから、お金が記載の振込口座に本当に振り込まれたのか、振込先の人物が審査員であったのかどうかを確認できない。振込先を操作すればお金は動かせるから、出金実績があるからといって、審査員が実在したことを証明するものでない。

取り寄せた歳出支出証拠書類から、小沢検察審の審査会議日～地裁発議日(支払を確定した日)～支払予定日の関係をまとめたところ、添付2のようになった。

審査員や審査会議の実在を示すものが何もなく、実在しないとしなければ説明できないことが多く発生しているのに、東京第五検察審査会は小沢検審中に書類上なんと 24 回も審査会議を開いたことになっている。これらの歳出支出証拠書類はアリバイ作りのために作成されたもので、振込口座等が操作された可能性が高いようである。

添付2の中身を詳しくみると、小沢事件を審査した東京第五検察審査会だけに以下の不可解な支払が見られた。

- ・2月23日の審査日分を25日後の3月19日に発議(支払確定)している
- ・3月9日の審査日分15人のうち1人(船・飛行機利用出席者・40950円を請求)だけを2月23日分と同じ日の3月19日に発議している
- ・3月9日の審査日分の残り14人と、3月16日、23日、30日の審査日分を一括して4月1日に発議している
- ・8月10日、24日、31日の審査日分を一括して9月6日に発議している

本当に検察審査員がいたら、3月19日には15人全員の請求書が揃っているのだから15人全員分の発議をするはずである。一人だけを先に払うというのは事務処理上も効率が悪く、また不公平のそしりをまめかれない。

小沢事件は04年の政治資金収支報告書における虚偽記載が問題視されたが、小沢議員は07年の収支報告書に関しても申し立てを受け、この案件は東京第一検審に割り振られた。この案件では「不起訴不当」の議決がなされ起訴には至らなかった。この時の第一検審での日当旅費についても調べたが、第五検審のようなまとめ払いや支払遅延はなかった。もちろん一部の人のみを先に支払ったという事実もなかった。審査員が存在すれば、当然ながら審査日ごとに遅れることなく支払われる。

東京第五検審事務局は審査会議を開いていないにもかかわらず、開いたことにして後付で請求書を作成(偽造)したことから、地裁の発議が何度も大幅に遅れたものと推測できる。それにしても請求書に記入されたお金はどこの誰に振り込まれたのか。

私達はこの情報開示請求を通じ、東京地裁が日当旅費関係書類を束ねた表紙「平成22年3月分6冊の内第3冊の平成21年度歳出支出証拠書類」が偽造されていたことを突き止めた。

東京地裁は、表紙を含めた「歳出支出証拠書類」の原本を会計検査院に送り、そのコピーを自部署で保管するとしている。私達は、会計検査院と東京地裁の両方に対し、同じ「歳出支出証拠書類」を開示請求した。2つの役所から開示された「書類」は原紙とコピーとの関係にあるはずだが、2つの役所から提出された「歳出支出証拠書類」表紙は別々に作成されたものだったことが分かった(添付8、9)。「金額、総金額、紙数」の数字が微妙に異なり、「平成22年3月分6冊の内第3冊」の印字(22、3、6、3)の位置がずれていた。東京地裁は、会計検査院に送付したもののコピーではなく、新たに作成した表紙を私達に呈示したことになる。地裁に「開示したコピーの原本を見せてほしい」とお願いすると、開示の責任者は「原本は会計検査院に送っていて地裁には存在しない」と嘘を吐いた。

#### 4. 会計検査院までもが、小沢検察審の“審査員実在確認”を外した

森裕子・前参院議員は、2012年7月30日の参院決算委員会で以下のように発言した。

「検察審査員に対して、どの方に、どの口座にいくら振り込まれたのかという書類があったり、あるいは当日検察審査員が書く請求書というものがございます(前述した歳出支出証拠書類のこと。いばらきオンブズマン幹事・石川は東京地裁から500枚近くの歳出支出証拠書類を取り寄せ森氏に提供した)。ほとんどがマスキングしてあって分からないのですけども、結局、本当にこの人たちがいたのか、11人の検察審査員がいたのかどうか、それさえもうそではないかという国民から大きな疑問が寄せられているわけです」(国会議事録より)

こうした手厳しい指摘を受け、会計検査院は検審に対する検査実施を約束。そして1年2か月後の13年9月、同院は「裁判所における会計経理等について」と題する61頁の検査報告書をまとめた(会計検査院ホームページにも掲載されている)。

検査報告書の中の「会計検査院による審査員等の実在確認」の項に以下の記述がある(39ページ)。

『……すなわち、会計検査院は、当事者である検察審査会および裁判所を介在させずに調査をするため、11検察審査会の会議に、平成23年(2011年)5月～7月までに出頭したとして旅費等が支払われている189人に調査票を郵送した。この結果、146人から回答があり、検察審査会に出頭した実績があり、旅費等の振込みを受けている旨の回答がなされた。また11検察審査会全てについて、所属した検察審査会に出頭した実績がある旨の回答がなされている』

この検査の問題点は、東京第五検審が小沢事件を審査した期間が平成22年2月～10月であるのに、会計検査院は肝腎のこの期間を検査対象としなかったことである。つまり、小沢事件を担当したとする審査員の実在確認をしなかった。請求書があるからといって審査員が存在したとはいえない。

会計検査院は検査の過程で東京第五検審の審査員が実在しないことに気づき、意図的に確認作業から外したと思われる。会計検査院までもが“最高裁事務総局の架空議決”隠蔽に荷担しているのである。そうでないとしたら、不必要な疑いを招くことになり、まさに“李下の冠”である。

## 5. 最高裁は“審査員実在”を示すものを何一つ示すことができない

私達は真相究明のため、検審事務局、最高裁事務総局、東京地裁、会計検査院などに対し50回以上の情報開示請求を行った。

しかし、当局は開示を拒否したり、開示した書類も重要な箇所をことごとくマスキングした上で開示した。たとえば、本来開示しても問題を生じない審査会議開催日や、審査会議で使用した会議室名などまで開示を拒否した。最高裁は議決した審査員の平均年齢を開示したにもかかわらず、その審査員一人一人の“生年月日”の開示を、個人情報だと言い張り拒否した。しからば審査員の“生年月”はと迫ったが、これも個人情報だと強弁し拒否した。

マスキングだらけの開示文書例を巻末に掲載しておく(添付10、11、12)。

審査員や審査会議の情報を一切開示しないのは、審査員がおらず、審査会議を開いていないのだから無理からぬことである。開示ができないのである。

また、私達は、東京第五検察審査会事務局が開示した書類に明らかな偽造書類を見つけ、その事例を週刊ポスト2013年4月5日号に公表させて頂いた(添付13、14)。東京地裁が偽造文書を作成した事例も前記3.項で報告した。

小沢検察審査会関係の書類はまともなものが無いといっていいほどデタラメなものであった。

## 6. 最高裁事務総局は検察審査会を新設し、そこに審査員を配置しない手を取った？

架空議決するには審査員の居ない検察審査会を作らなければならない。検察審査員の任期は6か月だが、3か月ごとに半数が入れ替わることになっているので、完全に審査員の居ない状態を作るのは難しいと考えられる。

ところが、最高裁事務総局はとんでもない手を思いついたようだ。新しい検察審査会を作って、新設から審査員を配置しない手である。

このことを裏付ける新聞記事を見つけた。

日経新聞2008年1月22日朝刊(添付15)

『 検察審査会50か所廃止、大都市部は14カ所増設

最高裁は、21日、全国に201か所ある検察審査会のうち地方50か所を廃止し、9都市の大規模地裁管内で計14か所を増設する再編案を発表した。……再編後は165か所に減少。今後、各地裁が自治体や弁護士会に説明後、改正検察審査法の施行(2009年5月まで)に合わせ実施される見通し。再編案では、東京地裁本庁管内の審査会を2か所から6か所へ増やす。……』

最高裁事務総局は、東京第一と第二の2か所だった東京地裁管内の検察審査会に、2009年5月から、東京第三、第四、第五、第六の4か所の検察審査会を新設し計6か所とする計画を発表した。

新設した東京第五検察審査会を、審査業務開始から小沢事件の審査が終了するまでの2010年10月まで審査員を配置しないままにして置く、これが“架空議決”のカラクリである。

2008年1月に日経新聞社に前記情報を流したということから、最高裁事務総局がこの手を思いついたのはさらに遡った2007年中頃の第一次安倍政権時代だったと推測できる。当時の安倍政権が関与したかどうかはわからないが、最高裁事務総局は早い時期から改正検察審査会法(2度の「起訴相当」議決で強制起訴できる)を悪用して“小沢抹殺”する手を考えていたのである。

## 7. 最高裁が、審査員候補者名簿にない人を審査員にできる「くじ引きソフト」を製作

検察審査員は次のようにして選ばれる。

- ①毎年11月、各市町村選挙管理委員会は、予め割り当てられた数の「翌年の審査員候補者」を選挙人名簿から選出し、検審事務局に提出する
- ②検審事務局は、各選挙管理委員会から提出された審査員候補者をまとめ400人の候補者名簿を作成する
- ③年に4回、検審事務局は候補者名簿の100人から“くじ引き”で所定数の審査員と審査補充員を選ぶ

事務総局はこの“くじ引き”にガラガラポン抽選器を使わせていたが、2009年5月以降に審査員を務める審査員の選定から、「検察審査員候補者名簿管理システム」と名付けられた“くじ引きソフト”を使うことに変更した。

森前議員からソフト解析の依頼を受けたソフト専門家(前記2. 記載のX氏と同一人物)が、このソフトを解析した。

ソフトを解析したX氏から、そのソフトには以下のイカサマができる機能が組み込まれていたことを教えてもらった(添付16)。

- ① 候補者名簿にない人を、手入力で候補者として追加登録できる機能あり  
X氏は、「最高裁は間違えて裏マニュアルを提出してきたが(表マニュアルもあるということ)、その裏マニュアルにはハンド入力の方法等が記載されており、解析用ソフトを使って手入力で審査員候補者を追加できた」と言っている。
- ② 候補者名簿の欠格事由欄にレ点を入れることで恣意的に候補者を何人でも削除できる
- ③ クジ引き後はくじ引き前のデータが残らない(証拠が残らない)

“架空議決”であっても、審査員日当旅費支払い実績等のアリバイをつくるため“画面上の審査員”を決める必要がある。上記のソフトを使えば、“都合の良い人”を“画面上の審査員”に仕立てておくことができる。最高裁事務総局は早くから“架空議決”の準備をしていたのである。

検審事務局は議決発表と同時に、議決に加わったとする審査員の平均年齢を公表した。ところが小沢検審のそれは異常に若い年齢で、その後3度もその年齢を訂正し、最終的に第1段階審査の審査員平均年齢と第2段階審査のそれがまったく同じで34.55歳になったと発表した。ちなみにくじ引きで2回とも34.55歳になる確率は100万分の1であり、現実には起こりえない。この異常な平均年齢は前記したイカサマ機能が使われたことを示唆している。

また、審査会議が開かれ、審査員が本当にいれば、その平均年齢を3度も計算間違いすることはないはずである。画面上の審査員平均年齢を発表したからこのような間違いを起こしたのである。

## IV 「起訴相当」とされて当然の事件を「不起訴」にしてしまう検察審査会

### 1. 鳩山元首相母親偽装献金事件は明らかな政治資金規正法違反なのに、結果は「不起訴相当」議決

鳩山元首相は、母親からの多額献金を有権者からのものと偽装したことで市民から告発された。検察は、明らかな政治資金規正法違反なのに、「私は秘書が偽装したことを知らなかった」とする鳩山氏の上申書をもって捜査もせず不起訴にした。検察は意図的に鳩山首相を不起訴にしたようだ。これを不服とした市民が小沢事件とほぼ同じ時期に、検察審査会に申し立てた。この事件は東京第四検審に割り振られ、4月26日「不起訴相当」議決が発表された。ちなみに、この議決発表日は、東京第五検審が小沢事件第1段階審査で「起訴相当」議決を発表する日の前日であった(添付17参照)。

鳩山事件と小沢事件は、発表された審査日程が上記のように似ていること、両事件とも新設された検察審査会で審査されたこと、また常識的判断とは真逆の議決結果であったことなど、共通する点が多い。偶然が重なったとは考え難く両事件とも作為があったと感じられる。鳩山事件を審査したとする東京第四検審も、検察審査員が居なかった可能性が強い。

### 2. 田代政弘元検事は、捏造捜査報告書作成しているのに「不起訴不当」の議決(起訴されない)

2013年4月22日、東京第一検審は、虚偽有印公文書作成などの容疑で刑事告発された田代政弘元検事について「不起訴不当」とする議決書を公表した。

議決までの顛末は次の通り

- ①田代検事は、小沢クロと思わせる虚偽捜査報告書を捏造し、小沢事件を審査する東京第五検審に提出した
- ②2012年4月23日週刊朝日が「田代検事が作成の虚偽捜査報告書を入手した」と報道した
- ③2012年5月2日、何者かが、ロシアサーバーを通し、田代検事が作成した虚偽捜査報告書を市民活動家八木啓代氏に流した  
(後日、森裕子前議員のブレーンだったX氏が「自分がロシアサーバーに流した」と志岐に教えてくれた。このことをブログに掲載したことが原因で森氏から提訴されたが、裁判は志岐が完全勝訴した。森氏は小沢氏の起訴議決が、最高裁の架空議決でなく、審査員がいてこの虚偽捜査報告書による誘導によってなされたとしたかったようだ。)
- ④八木啓代氏は田代検事を告発したが、東京地検は不起訴とした
- ⑤八木啓代氏は検察審査会に申し立て、東京第一検審で審査された
- ⑥8か月の審査を経て、2013年4月「不起訴不当」の議決が出された

この事案では、田代氏本人が事実と違う報告書を作成した事実を認めているのだから、簡単な審議で「起訴相当」議決が出て当然とみられていたが、議決は「不起訴不当」で、審査期間も8か月を要した。

8か月を要したということは、審査員の任期は6か月で途中の3か月で半数が入れ替わるから、議決した審査員は最初に審査に加わった審査員とは別のメンバーになってしまったということになる。

最高裁事務総局が言いなりになる審査補助員を起用して、「不起訴不当」になるように審査員メンバーを誘導したのではないか。最初の審査員メンバーで議決してしまうと「起訴相当」の可能性があったので、審議未了として議決を引き延ばし、「不起訴不当」の議決が得られそうなメンバーに入れ替わるのを待つて議決させたと考えられる。

## V. 最高裁事務総局は“下級審の判決”や“検察審査会の議決”を捻じ曲げている

1959年、東京地裁が住民無罪の判決を下した砂川事件について、米国の指示による検察の跳躍上告があり、最高裁は一転有罪判決を下した。「検証・法治国家崩壊」(吉田敏浩他著・創元社)にその時の状況が詳しく書かれているのでご参照下さい。

2006年金沢地裁井戸謙一裁判長は北陸電力・志賀原発2号機の運転差し止めを求める住民からの訴訟に対して、初めて“運転差し止め”判決を出した。ところが、その後名古屋高裁が一審判決を破棄し、最高裁が原告の上告を棄却した。



このように、最高裁事務総局は下級審の判決を逆転させたり、下級審に圧力をかけて判決を覆えさせてきた。またこれまで説明したように、検察審査会の議決などにも大きな影響を与えてきた。

**裁判所の判決や検察審査会の議決が、最高裁事務総局の意向に左右されているとすれば、戦後民主主義を根本から問い直す必要がある。**

## 添付資料

- 添付1 : 2010年9月8日主要6紙 一斉報道
- 添付2 : 小沢事件東京第五検審「審査会議日～発議日～支払予定日」
- 添付3 : 読売新聞と朝日新聞の議決発表報道
- 添付4 : 「検察審査会 Q&A」旧版
- 添付5 : 出張管理簿1
- 添付6 : 出張管理簿2
- 添付7 : 「検察審査会 Q&A」新版
- 添付8 : 東京地裁が開示した「歳出支出証拠書類」表紙
- 添付9 : 会計検査院が開示した「歳出支出証拠書類」表紙
- 添付10: 検察審査員及び補充員選定録
- 添付11: 検察審査員候補者名簿
- 添付12: 審査事件票
- 添付13: 週刊ポスト2013年4月5日号「小沢一郎を刑事被告人にした検察審査会重大疑惑」
- 添付14: 2種類の検察審査員候補者名簿
- 添付15: 2008年1月22日 日経新聞「検察審査会50カ所廃止 大都市部は14カ所増設」
- 添付16: 審査員ソフト画面
- 添付17: 小沢一郎議員をめぐる事件の年表